

「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の
改定について」(案)

はじめに

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例において、平成 23 年度までは、事業系一般廃棄物（ごみ）を市が収集し、ごみの排出量の区分に従って手数料を設定する「従量制手数料制度」を採用していました。この制度では、事業者がごみステーションに上限なく排出できる制度となっており、一定以上の排出者には有料制をとっているものの負担の公平性が担保されていない状況にありました。

この様な状況から、事業系ごみに係る定義を明確化し、事業者自らの責任による処理原則に改める必要があり、平成 23 年 5 月に逗子市廃棄物減量等推進審議会から「事業系廃棄物の収集・処理のあり方及び処理手数料等の適正化について」の答申を受けて、平成 24 年 4 月からこれまでの制度を変更し、事業系一般廃棄物は市の収集から、事業者が自らあるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して市の処理施設に搬入し、処理することとしました。ただし、少量排出事業者¹は、零細事業所保護の観点から、例外的に家庭ごみと同様にごみステーションに排出できることとしました。また、従量制手数料制度を廃止し、自分で直接、市の処理施設に搬入する場合の手数を 10 kg 当たり 150 円としました。

その後、逗子市では、平成 26 年度からごみ焼却残渣の全量外部委託資源化、平成 27 年 10 月から家庭ごみ処理有料化及びごみ分別の細分化に伴う植木剪定枝の外部資源化等を行うなど、ごみ処理を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 27 年 10 月に「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」同審議会に諮問を行い、平成 28 年 1 月に答申を受け、平成 28 年 10 月に手数料を 10 kg あたり 250 円に改定しました。

前回の見直しから 7 年が経過し、外部委託での焼却残渣の資源化等、資源化処理に係る費用の高騰、近隣自治体における手数料の見直し（値上げ）の実施、令和 7 年 3 月からの家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施など、ごみ処理を取り巻く近年の状況の変化を踏まえ、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料について、見直しを行う時期に来ているものと考えます。

¹ 「少量排出事業者」とは、①従業者（事業主を含む）の総数が 3 人以下であること、②食品廃棄物を排出しないこと、③ごみ排出量が 1 日平均 1 キログラム以下であること、このすべてに該当する事業所

1 計画上の位置づけ

事業系ごみ処理手数料については、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月 環境省（令和 4 年 3 月改訂）」において、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられているため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされました。環境省の中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書（平成 31 年 2 月）では、「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされており、これを受け、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年 7 月）」においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」が位置づけられました。

令和 2 年 8 月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」では、2 市 1 町は、県内の他自治体に比べ事業系ごみの発生量割合が家庭系ごみの発生量割合に比して多く、事業系ごみの減量は喫緊の課題であるとしています。事業者から排出されるごみの減量・資源化施策としては、生ごみの削減、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しを掲げています。

また、令和 3 年 3 月に策定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」では、持続可能な循環型社会形成への取組の推進の基本施策において、事業系一般廃棄物の資源化・減量化について掲げ、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制、排出事業者への適正排出の指導、手数料の見直しについて、2 市 1 町で連携して推進していくとしています。

排出事業者の処理責任としての受益者負担の適正化は、更なるごみの減量化・資源化を促進すると考えられることから、両計画において、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めることとしています。

2 事業系一般廃棄物処理手数料の費用負担の現状について

平成 28 年 1 月の「逗子市一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」の答申では、「基本的には処理原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、当面は近隣自治体並みとして鎌倉市の 21,000 円/t から葉山町の 25,000 円/t の範囲での設定とし、段階的に処理原価相当額を目指して引き続き見直しを検討していくことが適当と考えられます。」とされています。

ごみ処理経費及びごみ処理原価について、その推移をみると、表－1 から表－3 に示すとおりとなっています。

現在の事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は、250 円/10kg（1 t 当たり 25,000 円）であり、令和 4 年度のごみ処理原価の 58%相当となっており、ごみ処理原価との隔たりが生じてきています。

また、県内市町村における事業系一般廃棄物の処理手数料は、表－4 及び図－1 に示す

とおり、1 t 当たり 13,000 円から 40,000 円の範囲にあり、25,000 円以上が 32 市町村中 20 市町村で平均が約 23,600 円です。

近隣の鎌倉市は、1 t 当たり 40,000 円（令和 6 年 10 月 1 日から）となっています。

表－1 ごみ処理経費の推移

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
A. ごみ処理量 (t/年)	20,572	20,959	21,427	21,062	20,776	
①逗子市*	14,964	15,322	15,291	15,027	14,660	
②葉山町 (可燃ごみ)	5,608	5,637	5,521	5,431	5,532	
③葉山町 (容プラ)			615	604	584	
処理費用 (千円)	a. 収集運搬費	281,222	270,615	277,946	282,071	284,759
	b. 中間処理費	580,084	577,801	651,608	686,529	784,392
	c. 最終処分費	102,079	102,671	104,318	106,769	110,222
	d. 処理及び維持管理費					
	計 (a+b+c)	963,385	951,087	1,033,872	1,075,369	1,179,373

(注) * A. ①ごみ処理量には、集団資源回収量及び公共施設等資源物回収量を含まない。
平成 30 年度から葉山町の可燃ごみの本格受入れ、令和 2 年度から葉山町の容器包装プラスチックの受入れを開始した。

表－2 ごみ処理原価 (中間処理及び最終処分費)

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	
						過去3年間	過去5年間
e. 処理及び維持管理合計費用 (b+c) (円)	682,163	680,472	755,926	793,298	894,614	814,613	761,295
処理及び維持管理合計費用 (e/A) (円/t)	33,160	32,467	35,279	37,665	43,060	38,668	36,326

表－3 事業系ごみ 1 t 当たり処理手数料の処理経費に対する割合

項目/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
t 当たり処理手数料 (円/t)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
事業系ごみ処理料金の処理経費に対する割合 (%)	75.4	77.0	70.9	66.4	58.1

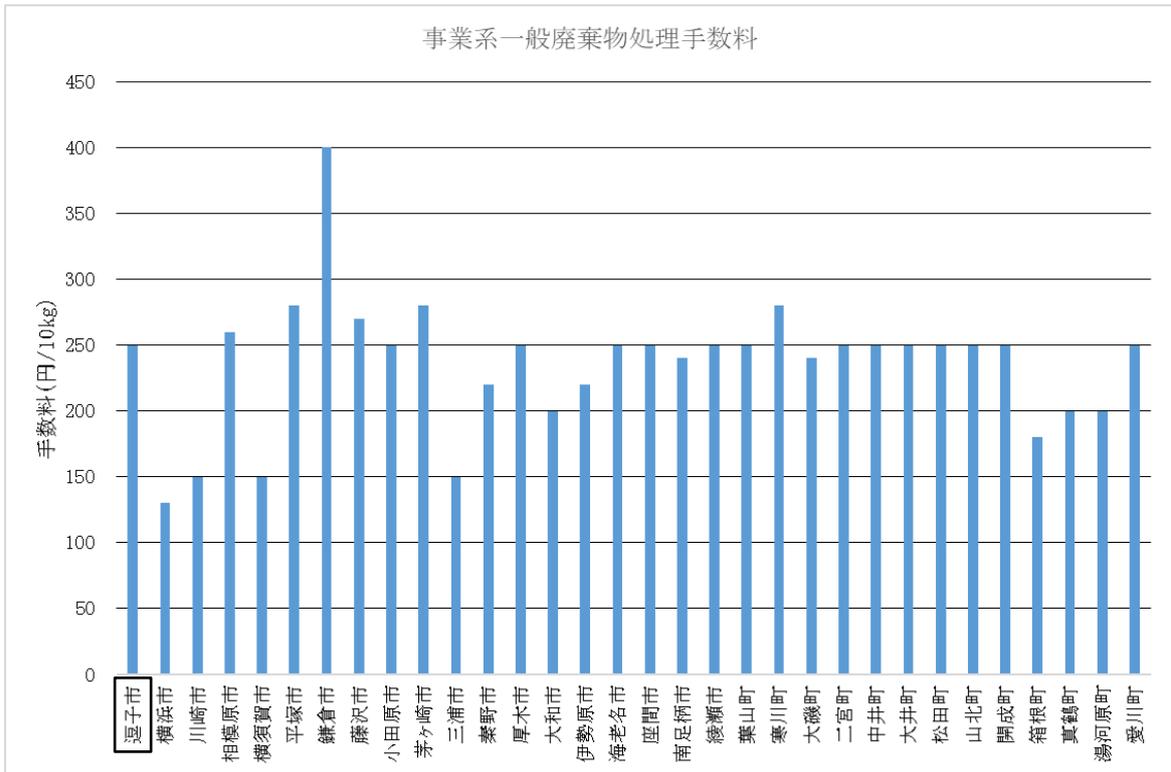
表－4 県内における事業系一般廃棄物処理手数料

市町村	事業系一般廃棄物処理手数料（円/t）	市町村	事業系一般廃棄物処理手数料（円/t）
逗子市	25,000	南足柄市	24,000
横浜市	13,000	綾瀬市	25,000
川崎市	15,000	葉山町	25,000
相模原市	26,000	寒川町	28,000
横須賀市	15,000	大磯町	24,000
平塚市	28,000	二宮町	25,000
鎌倉市 ^{*1}	40,000	中井町	25,000
藤沢市	27,000	大井町	25,000
小田原市	25,000	松田町	25,000
茅ヶ崎市	28,000	山北町	25,000
三浦市	15,000	開成町	25,000
秦野市	22,000	箱根町	18,000
厚木市	25,000	真鶴町	20,000
大和市	20,000	湯河原町	20,000
伊勢原市	22,000	愛川町	25,000
海老名市	25,000	清川村 ^{*2}	—
座間市	25,000	平均	23,594

資料：神奈川県令和5年度一般廃棄物処理事業基礎データ調査

(注) *1 鎌倉市は、令和6年10月1日からの改定手数料

*2 清川村は、有料処理券（450袋150円、900袋300円）



(注) 鎌倉市は、令和6年10月1日からの改定手数料

図-1 神奈川県内における事業系一般廃棄物処理手数料

3 逗子市における事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の設定について

事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は、前回、平成28年10月の処理手数料の改定では、処理原価の約7割としました。

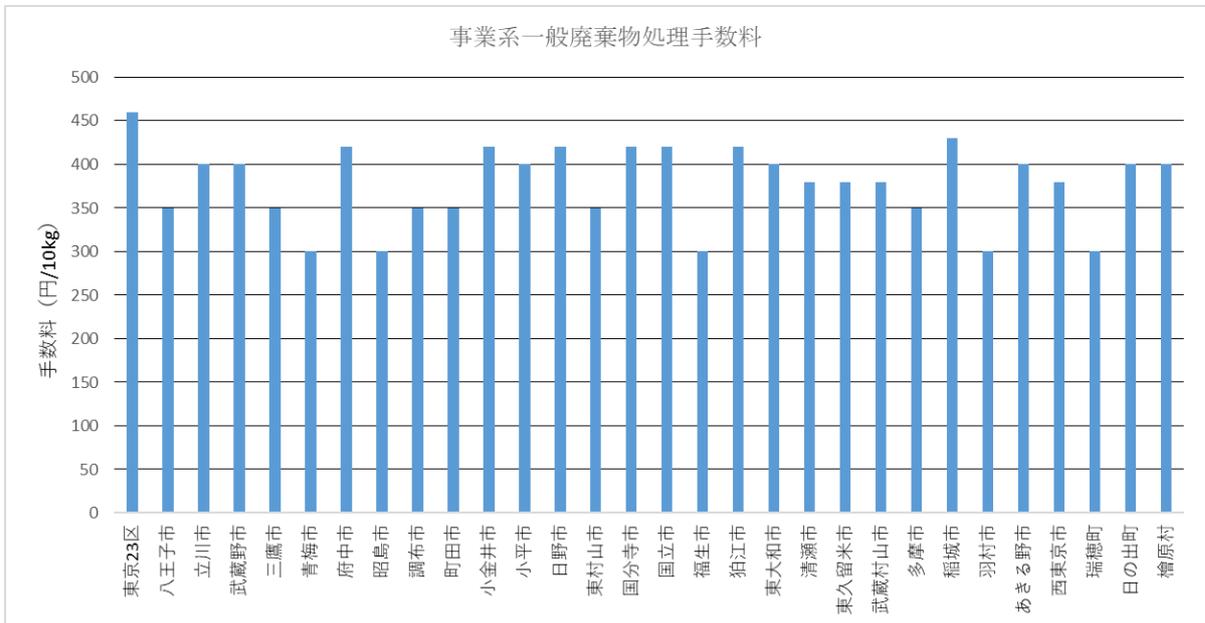
事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、処理手数料は基本的には原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、当面は近隣自治体を参考とし、10kgあたり350円(35,000円/t、過去3年間平均の9割相当、令和4年度の8割相当)で設定し、段階的に処理原価相当額までの見直しを行っていくことが適当と考えます。

4 改定時期

令和7年3月から家庭系生ごみの分別収集・資源化を実施し、市民の皆さんに生ごみの分別収集・資源化への取組の協力をいただく中で、事業者においても、生ごみの排出抑制、食品リサイクルの促進に向けた事業者自らの取組が求められます。

そのため、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定については、家庭系生ごみの分別収集・資源化と同時期に実施することが適当と考えます。

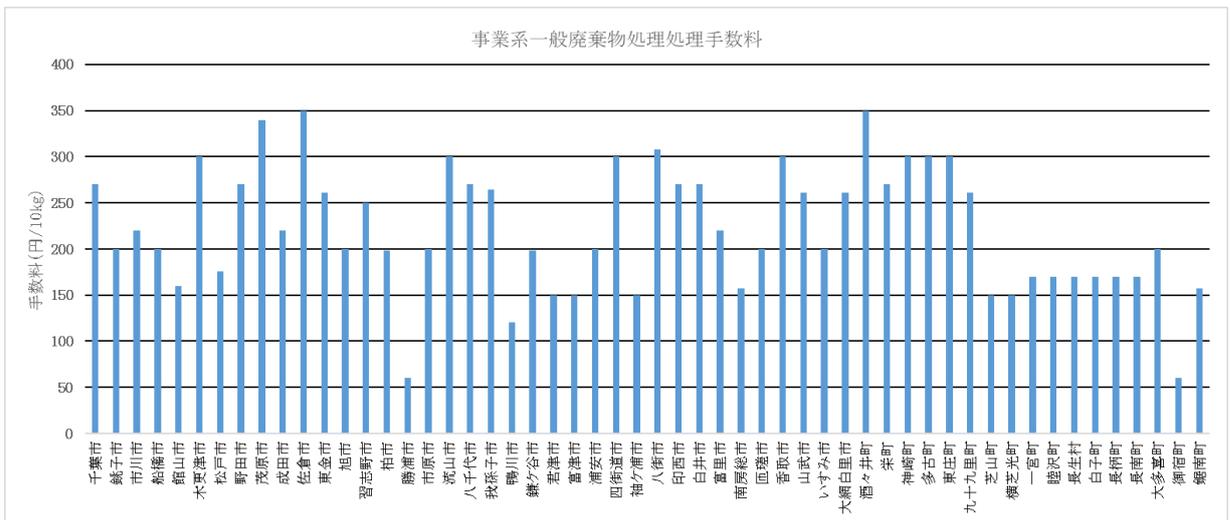
＜参考＞近隣都県の市町村における事業系一般廃棄物処理手数料



(注) 奥多摩町は、可燃 120 円/30ℓ、180 円/45ℓ

参考図－1 東京 23 区及び多摩地区における事業系一般廃棄物処理手数料

(資料：多摩地域ごみ実態調査 (2022 (令和 4) 年度統計ほか)



参考図－2 千葉県内における事業系一般廃棄物処理手数料

(資料：令和 4 年度一般廃棄物処理に係る千葉県調査)